人事院規則一六―二―一四

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年四月以降の分として支給される補償等に係る平均給与額の特例）

第十七条　平成二十六年四月以降の分として支給される補償及び補償法第二十二条第一項に規定する福祉事業に係る平均給与額であつて、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「給与改定特例法」という。）第十条の規定により計算するものについては、同条の規定にかかわらず、給与改定特例法第三章の規定の適用がないものとして第二条及び第八条の規定を適用して計算した額とする。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事院は、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律に基づき、人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年三月三十一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一八―〇―六

人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（平均給与額の特例）

第八条の二　平成二十六年四月以降の分として支給される補償法第一条に規定する補償（以下この条において「補償」という。）及び補償法第二十二条第一項に規定する福祉事業（以下この条において「福祉事業」という。）に係る平均給与額であつて、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第三章の規定により減ぜられた給与を基に計算するものについては、同章の規定の適用がないものとした場合の給与を前条第一項の支払われた給与とみなして同項及び同条第二項の規定を適用して計算した額とする。

2　前項の規定は、検察官に対する補償及び福祉事業に係る平均給与額について準用する。この場合において、同項中「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第三章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第九条第二項」と、「同章」とあるのは「検察官の俸給等に関する法律第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第二項」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「三人」を「二人」に改める。

第二条の四第一項中「三十五人」を「三十三人」に改める。

第二条の六第一項中「五十五人」を「五十七人」に改める。

第二条の八第一項中「三百三十人」を「三百二十九人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告　示

国家公安委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号

○防衛省

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の規定を実施するため、同令第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

総務大臣　新藤　義孝

財務大臣　麻生　太郎

文部科学大臣　下村　博文

厚生労働大臣　田村　憲久

農林水産大臣　林　芳正

経済産業大臣　茂木　敏充

国土交通大臣　太田　昭宏

環境大臣　石原　伸晃

防衛大臣　小野寺五典

（認定申請書の提出）

第一条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等（以下「試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究（以下「共同試験研究」という。）に係る試験研究費の額の認定を受けようとする法人又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の四に規定する連結法人（以下「法人等」と総称する。）は、別記様式による認定申請書二通を租税特別措置法施行規則第二十条第七項第一号又は第二十二条の二十三第七項第一号に規定するところにより、試験研究機関等の長又は当該法人等の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長（以下「試験研究機関等の長等」という。）に提出しなければならない。

2　前項の認定申請書一通には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額及び当該共同試験研究に係る当該法人等の当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該法人等との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類

二　当該申請に係る共同試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

三　当該申請に係る共同試験研究の契約又は協定（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の四第八項第一号に規定する契約又は協定をいう。次条において同じ。）に係る書類の写し